

平成21年度 定期の予防接種

接種種別		予防接種法で決められた接種年齢		接種するのに望ましい時期	予防接種法で決められた接種の方法・回数・間隔	注意事項
集団★ 接1種	ポリオ (生ワクチン)	生後3ヶ月～90ヶ月(7歳半)未満		生後3ヶ月～18ヶ月	接種方法・・・内服 接種回数・・・2回 接種間隔・・・1回目と2回目は、41日以上あけて内服すること	・急性灰白髄炎<キューセイカイハウスイエン>(小児麻痺)の予防 ・下痢をしている時は受けられません。 ・服用後30分以内に吐いた場合は最服用します。
	B C G	生後直後～6ヶ月未満		生後3ヶ月～6ヶ月未満	1回	・結核の予防 ・平成17年4月1日よりツベルクリン反応を実施しない直接接種が開始となりました。接種後10日までに接種部位に明らかな発赤・腫脹、針跡部位の化膿など(コッホ現象)がみられた場合は結核に感染している可能性が高いので、すみやかに医療機関を受診してください。
個別 接 種 ★2	三種混合 (DPT) ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風	1期初回	生後3ヵ月から 90ヶ月(7歳半未満) 【接種し始めたら20日～56日の 間隔で3回】★3	生後3ヵ月～12ヵ月	20日～56日までの間隔で3回	・ジフテリア、百日咳、破傷風の予防 ・20～56日の間隔で1期初回接種を確実に行ってください。(20日以前に接種してしまったり56日を過ぎた場合は接種料金が自己負担となります。)※発熱などの理由を除く
		1期追加	生後3ヵ月から 90ヶ月(7歳半未満)	1期初回3回目接種後 1年～1年6ヶ月の間に1回	1回	
	二種混合(DT) ・ジフテリア ・破傷風	2期	11歳以上～13歳未満	11歳～12歳 小学校6年生の時	1回	・予診票、予防接種を受けるに当たっての説明書を市から個人通知します。
	麻しん・風しん 混合ワクチン (MR)	1期	生後12ヶ月～24ヶ月未満	生後12ヶ月以降早めに	1回	・麻しん(はしか)、風しんの予防 ・麻しんと風しんの対策を強化するため平成18年4月より混合ワクチンとなり2回接種制度となりました。 ※ 2期・3期・4期を接種する方には市から予診票・予防接種をうけるに当たっての説明書を個人通知します。 ★ 麻しんは春から初夏にかけてはやります接種年齢が来たら早めに接種してください。
		2期	☆予防接種法で決められた接種年齢 5歳以上7歳未満(小学校入学前の1年間)(年長組にあたる年の4月1日～3月31日) 平成21年度は平成15年4月2日～平成16年4月1日生れの方が該当者となります (接種期間は平成21年4月1日～平成22年3月31日までです)		1回	
3期	☆予防接種法で決められた接種年齢 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 平成21年度は平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方が該当者となります (接種期間は平成21年4月1日～平成22年3月31日までです)		接種回数・・・1回 ・中学校1年生に相当する年齢の方及び高校3年生に相当する年齢の方は平成20年度4月から、5年間の措置となっています。			
4期	☆予防接種法で決められた接種年齢 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 平成21年度は平成3年4月2日～平成4年4月1日生れの方が該当者となります (接種期間は平成21年4月1日～平成22年3月31日までです)					
日本脳炎	1期初回	生後6ヶ月～90ヵ月(7歳半未満) 【6日から28日の間隔で2回】★3	3歳	①基礎免疫 1期初回・・・6日から28日の 間隔で2回	・日本脳炎の予防 ・現行のワクチンと重症ADEM(急性散在性脳髄膜炎との因果関係があるとの判断から平成17年5月30日以降、日本脳炎ワクチンの積極的勧奨が中止されています。ただし、特に接種を希望する場合は効果、副反応の説明を受け、同意書に署名をした上で定期接種として接種が可能です。 ※ 予診票及び同意書が必要な方は健康増進課保健予防担当に連絡ください TEL32-5014	
	1期追加	生後6ヶ月～90ヵ月(7歳半未満)	4歳	1期追加・・・初回を2回終了してから 概ね1年後に1回		
	2期	9歳以上13歳未満	9歳	②追加免疫 基礎免疫終了後4～5年毎に1回		

★1 集団接種欄の予防接種に関しては、春と秋に市で集団接種を実施します日程・場所は広報に掲載します。

★2 個別接種欄の予防接種に関しては『個別予防接種契約医療機関』を参照のうえ事前に電話予約してください

★3 三種混合1期初回・日本脳炎1期初回の接種間隔にご注意してください。

◎ 予防接種法で決められた接種年齢内で接種したものは公費負担となり無料で接種できますが接種年齢を過ぎてしまった場合、接種年齢より早く接種してしまった場合は自己負担で有料となりますのでご注意ください

◎ その他・・・昭和50年から52年に生まれた方について、ポリオの免疫を保有している方の割合が他の年齢層に比べて低いことが、厚生省の調査でわかりました。
1. ポリオウイルス常在国に渡航される時 2. お子さまがポリオワクチン接種を受ける時に再度ポリオワクチンの予防接種を受けられることをお勧めします。

問い合わせ 甲州市役所福祉保健部 健康増進課 保健予防担当 32-5014